

亀山市告示第47号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年3月7日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 40110
- 3 路線名 古裏停車場線
- 4 供用開始の区間  
(1) 起点 関町木崎字町南247番2地先  
(2) 終点 関町木崎字町南246番3地先
- 5 供用開始の期日 平成28年3月7日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41225
- 3 路線名 南裏北線
- 4 供用開始の区間  
(1) 起点 関町木崎字町南247番2地先  
(2) 終点 関町木崎字町南516番3地先
- 5 供用開始の期日 平成28年3月7日